

令和 8 年度 第 2 回芦屋市打出財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午前 1 0 時～午前 1 1 時 1 5 分
場 所	東館 3 階 災害対策本部オペレーションルーム 2（大会議室北）
委員出席者	細谷昌巳委員長、樋口勝紀副委員長、極楽地太一委員、朝比奈 洋委員、寺本慎兒委員、灘本二三夫委員、馬場重行委員、松本隆夫委員、天王寺谷昭博委員、天王寺谷充康委員、織田信也委員、福井利道委員、山村剛史委員
委員欠席者	阪口輝紀委員、杉本光仁委員
市側出席者 事 務 局	岡崎総務部長 総務課：篠原主幹、柿原係長
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0 人

【会議次第】

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 令和 7 年度 打出芦屋財産区共有財産会計決算(案)について
- (2) 打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱の改正について

3 協議事項

- (1) 行政視察について

視 察 先 三重県四日市市 桜財産区

日 程 1 0 月下旬から 1 1 月中旬

調査事項 余剰金の活用について

4 その他

事務局	委員長、お願いいたします。
細谷委員長	それでは、ただ今から、芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。
－細谷委員長委員長あいさつ－	
事務局	ありがとうございました。 財産区の管理者である高島市長は、他の予定と重なっておりまして、申し訳ございませんが本日は欠席となっております。 それでは委員長、議事の進行をお願いしたいと思います。
細谷委員長	議事に入ります前に出席者を確認いたします。 本日は定員１５名中１３名の出席があり、本委員会は成立いたしております。 議事録署名委員は、慣例によりまして、天王寺谷昭博委員と福井利道委員をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、報告事項(1)「令和７年度 打出芦屋財産区特別会計決算（案）について」をお願いします。
－「令和７年度 打出芦屋財産区特別会計決算(案)について」説明－	
細谷委員長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。ところで、この前にあった千葉の雨とか熊本地震とかだったら県道沿いの財産区に影響はありますか。
事務局	今のところはないと思います。道路面ですとか県道沿いとかも、対策工事は既に実施しています。
細谷委員長	弁天岩があるあたりでは、大きく揺れて弁天岩がガラガラと落ちてきたら、上水道管とか潰れないでしょうか。
事務局	阪神淡路大震災のときには落石がありました。あのクラス地震になるとわかりません。ないとは言い切れません。

寺本委員	歳入の件ですが、積立金利子がかかなり増えていますが、兵庫県住宅供給公社債については4万2,000円で、前年度と変わりません。他の日本学生支援機構債とか三井住友銀行とか増えていますよね。兵庫県住宅供給公社債はあまり増えていないような気がするのですが、どうしてでしょうか。
事務局	債権は期間が終了した段階で償還されます。その次にこの金額をどう運用するかということになります。金融機関から債券が近々出ますよとかいう案内があれば、例えば定期預金ですと満期を迎えて次は預け替えをやめて、普通預金にしばらく置きといて様子を見るというようなこともやっております。 この債券につきましては満期を迎えた後どう運用するかというのは、会計管理者と協議したいと思います。
寺本委員	この満期日はいつ頃でしたでしょうか。
事務局	兵庫県住宅供給公社債は、期間が令和4年4月～令和9年3月の一番昔の購入した5年間の債券です。銀行の利息が非常に低金利のときに購入したということで、利子がかかなりついていない状況になっています。 一方で、最近購入した債権は金利が増えてきています。短期間で運用するのか、3年ぐらいがいいのかとか5年がいいのかというのも、その時点での金利の動向を見据えて運用しております。
寺本委員	ありがとうございます。
細谷委員長	これからも金利はもうちょっと上がっていますか。
事務局	今、金利が上昇傾向にありますので、定期預金も1年程度の短い期間、場合によっては6か月で預け替えをしているという状況でございます。
細谷委員長	他に質問等、よろしいですか。 ないようですので、報告事項（１）「令和7年度 打出芦

	屋財産区会計決算（案）について」は、了解いたしました。 ありがとうございます。 次に、報告事項（２）「打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱の改正について」、事務局から説明をお願いします。
－「打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱の改正について」説明－	
細谷委員長	ただいまの説明に質問等はございますか。
松本委員	３点あるのですが、まず１点目が、要綱の２ページ、５分の２ページですね。第６条の３項ですけど、「助成金の交付が不適当と認めるときは、速やかに交付しない旨の決定をするものとする。」と、これ決定だけですか。申請者に通知はしないのですか。
事務局	通知ではなくて、理由の揭示です。第１２条のところで、当該団体に対してその理由を示さなければならないとされています。
松本委員	２点目は、その下の第８条ですけど、「ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは」の、この軽微な変更ってどんな変更なのでしょう。
事務局	基本的には、金額がまず変わらないというところが一つのポイントだと思います。
松本委員	金額が絶対なのでしょう。
事務局	助成金額が変わるような場合は変更の決定をすることになります。例えば３５万円から３４万円に減るのであれば必ず変更の必要があります。軽微とは言えなくなります。 個別に丁寧に内容をお伺いしながら進めたいなと思っています。
松本委員	３点目で１５条の最後のところですけど、「この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と。これは私、理解しているのが、芦屋市の打出芦屋財産区助成金に係る細則のことを指しているんです

	か。
事務局	細則もそうです
松本委員	そうしたら、この細則も中の条文を全部入れ替えないといけませんよね。 内部的にも全体に公開されているので、議事録に全部載っています。ちなみにいつ公開されたかというのは、令和5年8月8日の議事録に全部添付されていますので、御参照いただいたらと思います。
事務局	ありがとうございます。おっしゃるとおりですので、細則についても見直しします。
松本委員	その確認だけです。以上でございます。
寺本委員	先ほどの話とですが、第6条の交付決定の通知ですね。様式第4号で交付については決定と不交付の決定って2種類思いつくのですが、3項に書かれているこの文については不交付決定かなと思ったのですが、先ほどの説明では第12条のところでそれが担保されるということなので、こちらの12条は助成金の交付の決定の取消しなので、不交付決定については触れてないと思います。これはどう理解したらいいでしょうかね。
事務局	基本的には、不交付はないと思います。申請に不備があれば、修正をお願いしますので、今までも不交付の決定をしたことはありません。
細谷委員長	助成金の上限額というのはどうなっていますか。
事務局	上限というのは予算で定めた額ということになっています。令和8年度の場合は35万円です。金額は要綱第4条のところで「予算の範囲内とする」ということになります。
細谷委員長	上限額を書く必要はないのでしょうか。
事務局	要綱上に上限金額を書きますと要綱を改正しない限り、上限額を変えることはできません。予算の範囲内としておく

	ことで、要綱を改正する事務作業が必要なくなります。
天王寺谷(充)委員	申請団体と振込先の団体名が違っている場合は、大丈夫でしょうか。
事務局	「手引き」の最後に付けています「債権者登録」というところで、上段に団体の名前を書いていただき、一番下に振込先金融機関を書いていただきます。この振込先金融機関の名義が申請者と違う場合でも印を押して出していただけたら、認められることになります。
樋口副委員長	今回から「市長は」という条項が目につくのですが、何か今まで書いてなかったのに今回から書くというのは何か理由があるのですか。
事務局	先ほどご説明したとおり、市全体で「芦屋市助成金等交付要綱」の改正がありました。この改正にあわせて、文言の統一した見直しを行ったということでございます。 また、一般的に、補助金の交付決定は市長が行い、市長名で交付するものですので、主語が市長ということは、今までには目に見えて出てこなかった部分もあるのですが、一般的な表現ですので、特に何か今までと変更が生じたものではございません。
樋口副委員長	仮に市長が物すごくだんじりに反対されるような方だった場合は大丈夫でしょうか。
事務局	助成の要件については、この要綱で定めています。
天王寺谷(充)委員	もう一つお伺いしたいのですが、申請団体で領収書名を書かないと駄目でしょうか。
事務局	領収書の名義は、申請団体の名義でお願いします。 また、先ほどの寺本委員の6条の3項については、不交付の決定をするとなっていますので、やはり決定通知が交付されるような形になると思っていますので、その点は事務局の方にて確認、精査しておきます。

細谷委員長	ほかに何かご質問等はございますか。よろしいですか。 ほかに何かないようですので、報告事項（２）「打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱の改正について」は、了承いたしました。ありがとうございます。 次に、協議事項（１）「行政視察について」、事務局から説明をお願いします。
－「行政視察について」説明－	
細谷委員長	道路の渋滞とかは大丈夫でしょうか。
事務局	そのこともありまして、移動時間には余裕を持たしております。
寺本委員	この財産区の形態というのはどのようになっていますか。
事務局	ホームページ等でも詳細がわかりませんので、事前に調査票を送って、本市との比較を行おうと思います。
細谷委員長	何か他に質問等はよろしいですか。
事務局	相手方と調整の上、詳細の概要が決まりましたら、できるだけ早く皆様にご連絡させていただきたいと思います。
細谷委員長	その他として事務局から何かありますでしょうか。
事務局	事務局としては、今回はございません。以上でございます。
福井委員	委員長、いいですか。委員として１件ございます。 今、国の文化庁の補助金、だんじりを修繕したりするときの補助金の運用の仕方が変わって、例えばだんじりの修繕工事費の場合、だんじりを修繕するお金が全額ないと補助申請を受け付けないようになっています。 仮に４００万円、５００万円ぐらいだったら多分各地区で対応可能ですが、１，０００万円、２，０００万円を超える修繕の場合、任意団体の会の通帳にその金額が入ってて、それを確認して、申請して、許可が下りるという形に現在なっています。 国の文化庁のいろんなメニューの中でも祭りの「引きも

	の」に対しての審査が、今、すごく厳しくなっています。 2, 000万円の修繕工事をするのに、2, 000万円通帳にあって補助金が下りる。今、補助率の上限額が85%ぐらいです。となると、団体の負担分は、15%なので2, 000万円の修繕工事であっても300万円の負担でいいのですが、更に1, 700万円を準備しておかないといけないという状況になっています。 そうなるとう芦屋のだんじりの修繕、任意団体で2, 000万円が通帳に入っていて工事しますというのは、ちょっと今やりにくい状態になっています。 ここ2年ほどは、コマの修繕とか太鼓の修繕と言っても100万円、200万円の修繕になっています。大体1, 000万円の補助金の枠があるのですが、そうなるとうやっぱり何かしらの貸付とかというのを、多分昔、副委員長の樋口さんもおっしゃっていましたが、財産区会計としてお金の貸付けを無利子で行い、その後、補助金を申請して返金する。学生支援のための奨学金の貸付けと同様の大義があるみたいなもので、できないことはないだろうなと思っています。そういう考え方で補助が下りることを条件に含めて2, 000万円を団体に貸付けをして、補助が下りなかったら多分修繕工事ができないので、丸々2, 000万円が返ってくると思うので、そういうところの何か仕組みとかをつくれたらなと思っていますので、事務局の方で検討して頂けたらありがたいです。これは芦屋の文化財としてのだんじりを、財産区として維持するための一つの手法として、考えていただければと思います。
事務局	任意団体に貸付けするというのは、なかなか厳しいと思います。以前、金利が低いとき、銀行金利より有利な貸付金利が入ってくるということで芦屋病院に貸し付けたというケー

	スはあります。
福井委員	そういう考え方がないと、ちょっと大規模修繕は厳しい。 国の方向性も変わるかもしれませんが、今のところそういう状況なので考えてほしい。
事務局	修理ができないということについては、理解できます。市としても調べてみます。
福井委員	お願いします。
細谷委員長	分かりました。 本日の委員会は終了ということで、署名人に選ばれた委員におかれましては、後日議事録の署名をよろしく願いいたします。 これをもちまして本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。